

介護認定審査会委員が注目する 調査項目のポイント

平成28年8月26日(金)

平成28年度会津若松市要介護認定調査員現任研修会

会津若松市役所 高齢福祉課

【 1 】 介護認定審査会の概要

- ・ 介護認定審査会は、医療・福祉・保健分野で組織
- ・ 国の要介護認定基準等に基づき要介護者にどれくらいの介護が必要かを審査し
要介護度を判定します。

① 会津若松地方広域市町村圏整備組合では

会津若松市、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川町、会津美里町、柳津町、三島町、金山町、昭和村の 10 市町村の要介護認定審査を行っています。

② 介護認定審査会の委員数

- ・ 審査判定に参加する合議体委員… 112 名
- ・ 無任所委員 (3 ヶ月以上参加できない委員の代わりを努める)… 24 名

計 136 名で、16 合議体で審査を行っています。

③ 審査会内容

- ・ 各分野の委員 5 名
- ・ 1 回の審査で 30 件～ 40 件程度審査判定を行う
- ・ 議事は出席委員の過半数により決定
- ・ 第三者には原則非公開

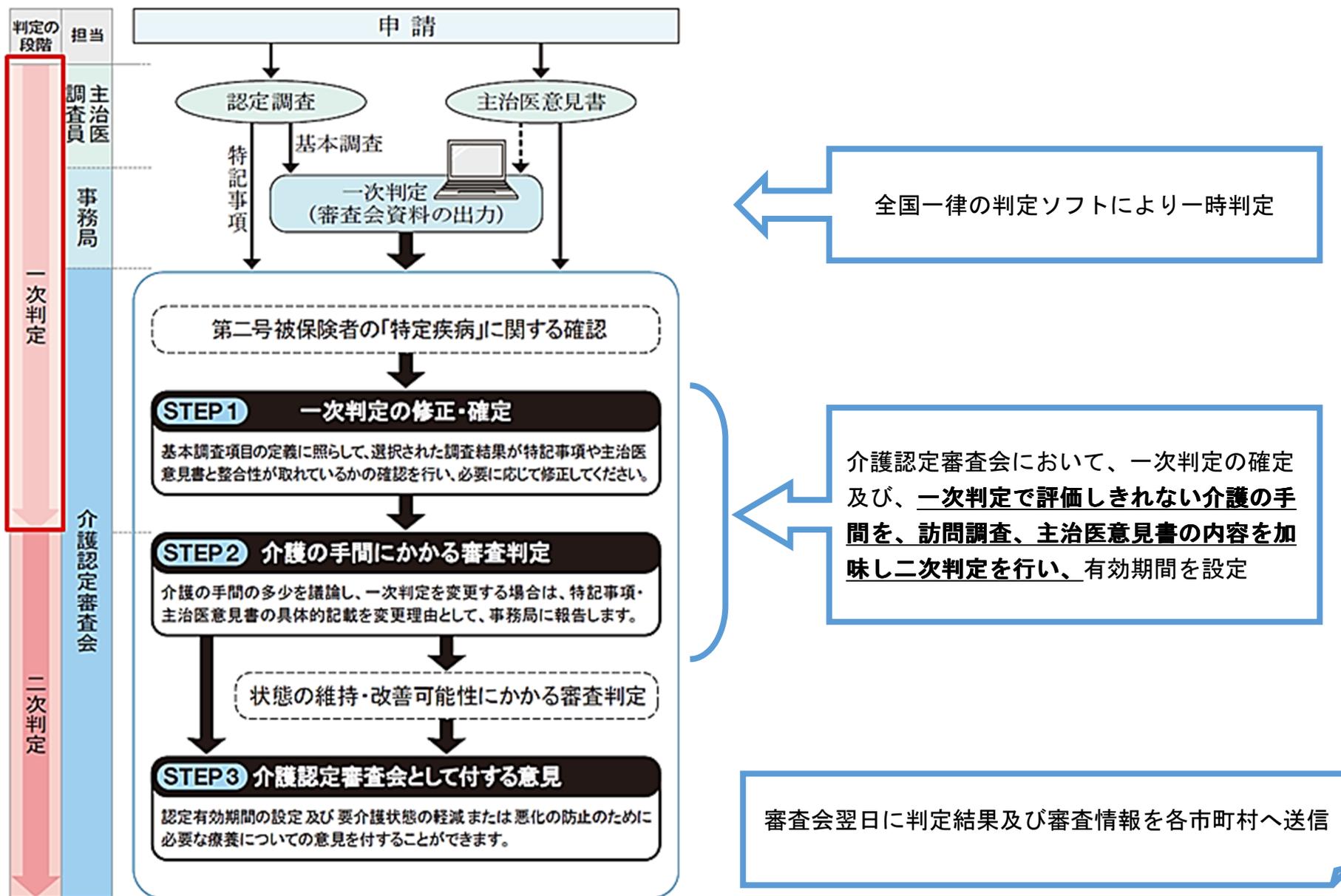
④ 審査会の開催

- ・ 1 週間に 8 回開催

曜日	月	火	水	木	金
午後 1 時～		○	○	○	○
午後 6 時～	○	○	○	○	

- ・ 平成 27 年度審査判定実績 . . . 374 回、14,197 件

【II】 認定審査の流れ



■介護認定審査会の流れ

介護認定審査会委員には、審査会の開催される1週間前に資料を郵送し事前に内容の確認をしていただいています。

①一次判定の確定

- ・第2号被保険者の特定疾病の確認

(申請情報、主治医意見書、認定調査票に同じ特定疾病名が記載されているか)

- ・基本調査項目の定義に照らして、選択された調査結果が特記事項や主治医意見書と整合性がとれているか確認

(特記事項及び主治医意見書の記載内容から認定調査項目の選択に矛盾を認めた場合、基本調査項目の選択肢の変更を行い、一次判定の修正を行うことがあります)

②二次判定

・「介護にかかる手間」の検討

一次判定の段階で考慮されているデータ以外の調査票特記事項または主治医意見書に記載されている内容から検討します

- ・申請者固有の手間の多寡が具体的に認められる場合は、二次判定において要介護度を変更します

この場合…

根拠とした調査票特記事項または主治医意見書の記述を

審査会記録として残します

③認定の有効期間の設定

申請区分	有効期間	備考
新規申請	6ヶ月	短縮・延長可能
変更申請（介護申請）	6ヶ月	短縮・延長可能
更新申請	12ヶ月	短縮・延長可能

※介護予防・日常生活支援総合事業を実施している市町村の更新申請は状態の急変が考えられる場合以外は24ヶ月で設定

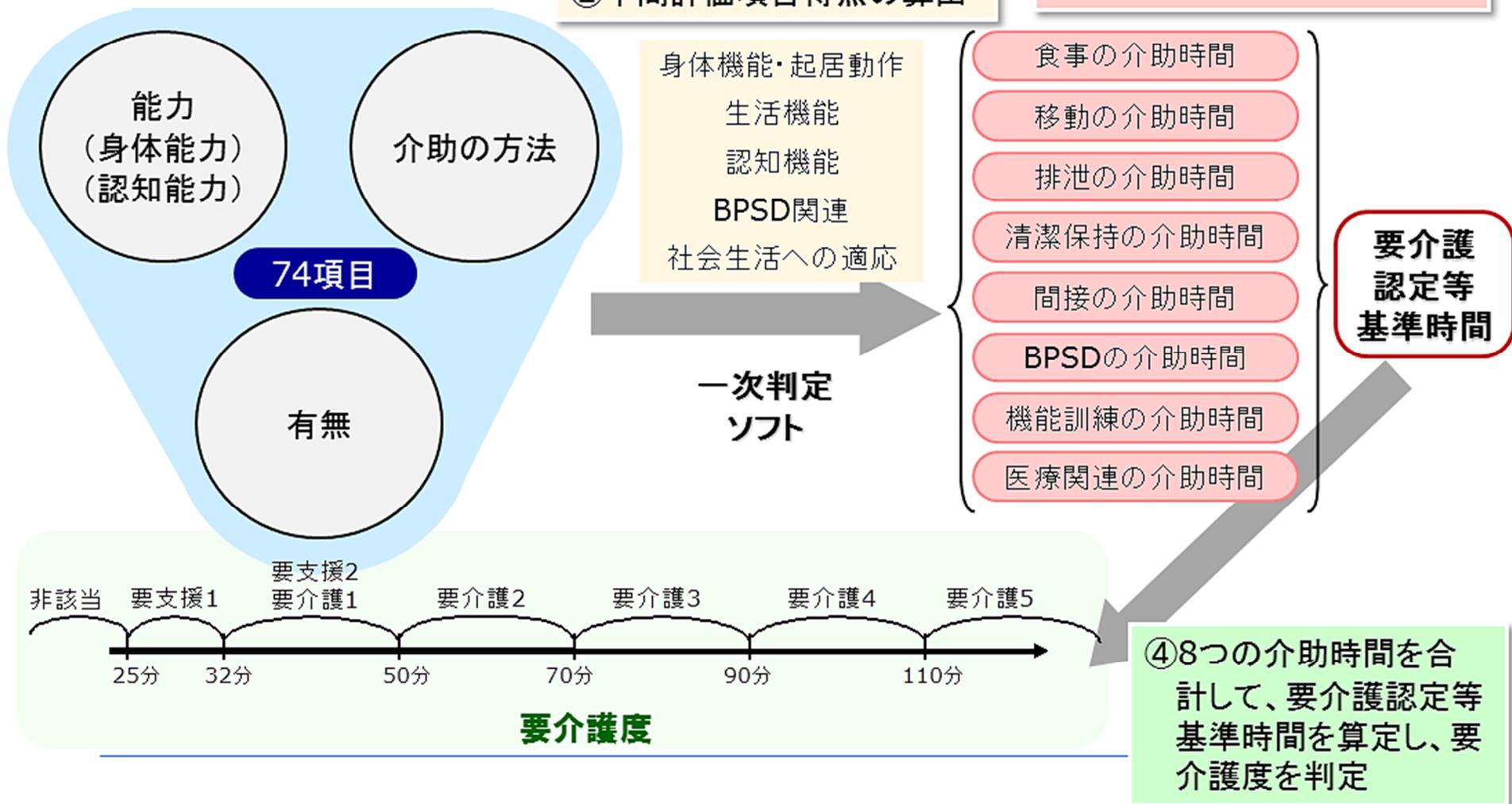
【Ⅲ】 審査判定

①要介護認定とは

①74調査項目の選択肢を選択

②中間評価項目得点の算出

③樹形図により、8つの生活場面毎の介助時間を推計



②要介護等状態区分の要介護認定等基準時間

- 「介護の時間」＝「要介護認定等基準時間」
- 「要介護認定等基準時間」を基準時間に基づき6段階に分類したものが要介護度（要支援2は状態像で分類）
- 厳密には、要介護度の定義は「要介護認定等基準時間」のみであり、定性的な定義は存在しない。

要介護認定等基準時間	要介護度
25分未満	非該当
25分以上32分未満	要支援1
32分以上50分未満	要支援2／要介護1
50分以上70分未満	要介護2
70分以上90分未満	要介護3
90分以上110分未満	要介護4
110分以上	要介護5

【Ⅳ】介護認定審査会における判定のポイント

①概況調査

- ・ 独居、家族構成 ・ 病歴 ・ 体型 ・ 生活でのエピソード
- ・ 申請理由（今後のサービス等の希望）
- ・ 変更申請、介護申請時の申請理由
- ・ 福祉用具 ・ 自動車の運転 ・ 経管栄養に伴う痰吸引等の手間
- ・ 施設（入所時期）

※概況調査の内容から、イメージを膨らませてから、特記事項等を読んでいる

②特記事項

第1群 身体機能・起居動作	
1-1 麻痺	身体の全体的な状況の把握
1-7 歩行	できるか、できないのか 手間のかかる状況を見る
1-10 洗身	デイサービスでの介助の状況 非該当からの重度変更の理由になる
1-12 視力	<u>全盲の場合</u> は二次判定で考慮（重度変更有）

第2群 生活機能	
2-1 移乗	介護の手間の状況を見る 二次判定の変更理由に使われる
2-2 移動	自分でできるかできないか 介護の手間の状況を見る
2-4 食事	介護の手間の時間をみる
2-5 排尿	介護の手間の状況・時間をみる
2-6 排便	二次判定の変更理由に使われる
2-10 上衣の着脱	介護の手間の時間をみる 二次判定の変更理由に使われる
2-11 ズボンの着脱	介護の手間の時間をみる 排泄関連との整合性の確認 二次判定の変更理由として使われる

第3群 認知機能	
3-2 毎日の日課の理解	認知症の度合いを知る為
3-8 徘徊	二次判定で重度変更
3-9 外出して戻れない	

第4群 精神・行動障害	
4-3 感情が不安定	二次判定の変更理由に使われることが多い
4-4 昼夜逆転	
4-6 大声を出す	
4-7 介護抵抗	
4-12 ひどい物忘れ	

第5群 社会生活への適応	
5-1 薬の内服	非該当からの変更理由に使われる
5-3 日常の意思決定	

■上記表以外では、「不適切」で評価した項目は、審査会委員も注目
ただし、「○○で不適切と判断」の記載は必須！

■情報はあった方がよい

上記表の調査項目が二次判定で注目されていることを意識して、特記事項を記載
Point となる項目を意識して、メリハリのある特記事項にする